

財務 VOL.108

(平成30年3月31日発行)

①「更正の請求」制度／②生命保険の支払調書制度の改正

今号においては、税制において既に制度改正が行われているが、皆様に改正された内容が周知されていないと思われるものを二点ピックアップしてご説明いたします。

1. 「更正の請求」制度について

確定申告が終わったばかりですが、申告を終えた後で、医療費の領収書で出し忘れていたものがあつた、あるいは今年から母親を扶養することになったが、扶養控除を適用し忘れて等々、所得金額や税額を実際より多く申告していたことに気づくことがあろうかと思ひます。この場合に、納税義務者自身が申告内容の訂正を求め、税額等の減額、税金の還付等を受けることができる手続きを「更正の請求」と言い、ご承知の方も多いと思ひますが、手続きの期限が申告後1年以内と思ひられている方が結構いらつしやいます。

これについては平成23年に改正があり、**5年遡って手続きが可能**となっております。正確に言ひますと、更正の請求ができるのは、「**法定申告期限から5年以内**」です。

平成29年度の確定申告期限(平成30年3月15日)が終了した現時点においては、**平成25年～平成30年分までの手続きが可能**ですので、訂正の必要がある方はご検討ください。

上述の通り、例えば確定申告における所得控除の漏れ、事業所得等における経費の計上漏れ等は問題なく対象となりますが、税額が少なくなるのであればどのようなケースでも認められる訳ではありません。注意すべきポイントを二点説明します。

(1)「更正の請求」手続きは「国税に関する法律の規定に従ってい**なかつた場合**」又は「その計算に誤りがあつた場合」に限られます。ご理解いただくために逆にどのようなケースが対象外となるのかという観点でご説明します。

最もわかりやすい事例は「税額等の計算方法が複数ある場合に、選択を誤つてしまつたケース」でしょう。

例えばご承知の通り、昨年度からセルフメディケーション税制(薬局やドラッグストア等で販売されている大衆薬、市販薬購入に対する所得控除)が導入されております。この税制は「医療費控除」との選択適用でいずれか有利な方を選択することが可能となっております。

事前に比較検討し、セルフメディケーション税制を選択して申告したものの、後に大口の医療費の領収書が出てきて医療費控除の方が有利になるようなケース。このような場合「更正の請求」は認められませ**んで**ご注意ください。

(2)「当初申告要件」が適用要件となっている税額控除等については、**適用が漏れていたらと、後になって適用を受けることはできない点に注意が必要**です。

「当初申告要件」とは、簡単に言うと「最初の申告時に明細書の添付等、適用を受ける意思表示をしていない税額控除について、後から適用を受けることは認めない」ということです。最近おなじみの「所得拡大促進税制」も「当初適用要件」がありますので、適用漏れにはご注意下さい。

2. 生命保険の支払調書制度の改正について

相続税及び贈与税の課税漏れを防止するため、平成27年度税制改正において**保険に関する支払調書制度(保険会社が保険契約、一時金等の支払いに関する情報を税務当局に提供)の見直しが行われました**が、いよいよ平成30年度より適用開始となっております。以下改正点を理解しやすいよう、税務当局が問題

視している「課税漏れのパターン」とそれに対応する形での「改正点」をご説明します。

【パターン1】

・契約者(保険料負担者)⇒親／被保険者⇒子
・契約者死亡により、契約者を子に変更
※**契約者変更時点での解約返戻金相当額が相続財産として相続税の課税対象**
⇒保険契約者の変更だけでは支払調書が発行されないため税務当局は把握困難

【パターン2】

・契約者(保険料負担者)⇒夫／被保険者⇒妻
・契約者を夫から妻に変更後、満期保険金あるいは解約返戻金を妻が受け取る
※**変更前の契約者である夫が支払った保険料に対応する保険金・解約返戻金の部分は夫から妻への贈与税の課税対象**
⇒支払調書は保険金支払時点での契約内容で作成されるため、過去に契約者変更があつたことを税務当局は把握できない(妻の契約として、夫が支払っていた分も含めた既払保険料総額が記載されており、夫の情報はいっさい記載されていない)

以上、代表的なケースを例示させて頂きましたが、この問題に対応するため下記の改正が行われております。

【現行】

生命保険を解約したり保険金を受けとつた場合にのみ支払調書を提出(金額100万円以下は免除)

【改正点1】

保険金支払いが発生してなくても「死亡による契約者の変更」のケースは契約者変更時点の解約返戻金相当額を記載した支払調書の提出を義務化

これにより税務当局は上記「パターン1」の課税漏れに対応することが可能となります。

【改正点2】

上述の「パターン2」のような名義変更があつた場合を想定し、**支払調書の記載事項に下記の情報が追加されました**。

- ①**保険金等支払時の契約者(名義変更後の現契約者)の直前の契約者の氏名・住所**
- ②**保険金等支払時の契約者(名義変更後の現契約者)の既払保険料の額**
- ③**その契約に係る契約者の変更の回数**

これにより、保険金・解約返戻金等の支払いがあつた場合の保険契約に、**過去に名義変更があつた事実、総払込保険料の内、名義変更後の現契約者が支払った保険料の額、その結果として現契約者以外が支払った保険料の額が明確となるため**、パターン2のようなケースにおいて税務当局が贈与認定を行うことが容易となりますのでご注意ください。

尚「パターン2」と同種の話で、**法人契約の保険を個人に名義変更した後に解約した場合**、個人では、受け取つた解約返戻金と支払つた保険料累計の差額は一時所得となりますが、その場合の差し引く保険料の額も、税務当局は把握していることとなりますのでくれぐれもご注意ください(法人の払込保険料は控除不可)。